

### 塾生と政治

### |歳選挙権 |の話をしよう

7月10日の参議院議員選挙は、昨年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられてか ら初めての国政選挙でした。初めて投票を経験した2年生2人に、すでに経験のある4年生を交え、それぞれの今回の 選挙への取り組み方、18歳選挙権の意味、さらに若者と政治について語り合ってもらいました。

加して、2014年の都知事選で高校 に関心を持ってもらうための活動 をチェックしました。 対象の模擬投票をした経験があ や所属政党のスタンスもチェ しかしいざ自分が投票するとなる ムーブメントという、 政見放送や検索した動画も見まし 悩みました。 高校生の頃にティ 実行性は疑問。 候補者の政策を調 その人の実 若者に政治 ンズ・ラ ŋ

木村 所で不在者投票をしました。 補者の情報は投票用紙と 吉キャンパスに設置された期日前投票 連絡して投票用紙を送ってもらい、 てきた選挙公報で得て、 前 きって郷里の選挙管理委員会に 住民票が故郷 の宮崎 マニフェスト 一緒に送られ 1 地元の候 あ る 0)

2015年の神奈川県議選に続 度目。今回の参院選で、 初 政治に関心を持てる 2年生の木村君と中嶋君にとっ めての選挙、4 年生の 自分がどの 相 原君

τ 2

うに選挙に臨んだのかを教えてくださ

選挙権が あるからこそ

### 町おこしから、政治に関心を持つ



イデアを出し合う塙君

を中心とした町の行政に携わっています。 境町〝参与〟として、若者の市民参加促進 総合政策学部1年の塙佳憲君は、 茨城県

会社を設立するなど、面白そうなことを見 挙権を行使したのは、貴重な経験でした。 は18歳。日本で初めて10代に与えられた選 た茨城県ひたちなか市をはじめ、地方に元 の頃から気になっていたのが、生まれ育っ つけて挑戦するのが僕の生き方ですが、そ 高校1年で名刺やチラシをデザインする 先日19歳になりましたが、参院選のとき

> ともあります。 コノミストを呼んで、講演してもらったこ 気がないこと。何とかできないかと地域エ

は さを感じずに社会と関わることのできる機 り、高校生が地域に関心を持つ活性化策と というイベントを仕掛け、町を流れる利根 て同じ茨城県内の境町で、行政に参画する 持つという方向性もあると思います。 ことから、地方行政ひいては政治に関心を して受け止めたい。住んでいる地域を知る 会をつくっていきたいと思います。選挙権 ないでしょうか。今後も、みんなが堅苦し わっていると知るきっかけになったのでは らにとって、身の回りのことにも行政が関 して、成果を上げることができました。彼 川の河川敷を楽しく活用するプランを募 んで「境町高校生まちづくりアイデアソン」 ことになりました。地元の高校生を巻き込 そんな活動が目に留まったのか、縁あっ 特別なものではなく「普通の権利」と



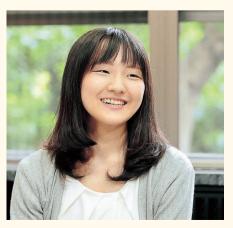
塙 総合政策学部1年 佳憲君

> だ、私と同年齢でも学生の政治への関 相原 投票に行った人は約半数で、 心はまだまだ低いと感じます。 決定されるものが、増税、子育て、雇 選ぶことの難しさを実感しました。 くの人が行くと思っていたのでちょっ くることを徐々に実感しています。た 用などの重要な問題に切実に関わって 数ある候補者から、責任を持って 選挙は2回目です。 政治の場で もっと多 周囲で

### 暮らしやすい社会をつくる 若者も高齢者も

と残念でした。

46 78 % で、 参院選での18、 全体では54・7% 19歳の投票率 (総務 は



Miri Aihara

いますか。への選挙年齢引き下げについてどう思への選挙年齢引き下げについてどう思

木村 全体も高いとは思いませんが、木村 全体も高いとは思いませんが、 者の投票率が高いから、社会保障を優 若の投票率が高いから、社会保障を優 たする政策が出てくるのはごく自然の 流れ。若い世代の意見を政治に反映さ せるためにも、18歳への引き下げは賛 せるためにも、18歳への引き下げは賛

らないと思うので、引き下げには賛成。場がはっきりするため、より積極的に場がはっきりするため、より積極的に場がにを強治への関心はなかなか高ます。学生時に比べ自分のいる環境や立す。学生時に比べ自分のいる環境や立



るといいと思っています。う考えればいいのかを学ぶ機会が増え高校生が学校で政治と選挙についてど

と思います。と思います。大学にはクラスがないこと思います。大学にはクラスがないことも多いですが、高校ではクラス内でとも多いですが、高校ではクラスがないことができる。と思います。大学にはクラスがないことがです。

相原 大学でも、選挙のこと、政治の になればと思います。テレビや新聞で になればと思います。テレビや新聞で は批判や暗い話題が目立ちますが、政 どの明るい話題も取り上げてほしいな と思います。そうすれば日常会話の話 と思います。そうすれば日常会話の話

一本村君の発言にもありましたが、 年齢が高い人の投票率が高く、シルバー 年齢が高い人の投票率が高く、シルバー が低いとなれば、選挙で選ばれる政治 家は、高齢者に共感が得られない政策 は先送りしがちです。高齢者の安心の

Takamichi Kimura



育てのことにも目を向けてくれないか 育てのことにも目を向けてくれないか なと思ってしまいます。その反面、自 分の世代だけのことを考えて投票して いいのか、葛藤があります。自分たち もやがて年を取るのですから、どうや もやがて年を取るのですから、どうや るかということを考えなければと感じ ています。

本村 政治にはもっと若い世代を見て 見を聞いて、僕にも祖父母がいて両親 見を聞いて、僕にも祖父母がいて両親 もやがて高齢になり、社会保障に頼る もやがて高齢になり、社会保障に頼る はうになると気づかされました。僕た はうになると気がかされました。

## 18歳選挙権開始にあたり、 慶應義塾高等学校で政治を教えている末木教諭に寄稿してもらいました。

### 18 歳 選挙権 0 ス タ P と今後 課 顯

高等学校

教諭

末

木孝な

典の

う。 政治 だっ う 0) ぎると選挙権が投票するだけのも 19歳 は 42 政選挙でした。全体の投票率は54・7% 以上に選挙権が認められた初めて 誤解を生む可能性 か L 投票率が注目されたのは、 たのに 月 離れを変えることができたのか が かし投票率の高低にこだわ 重 10 日 |要と考えられ ・3%という結果になりまし に行 対して、 われ |があります。 た参院選 18 歳 は 51 たからでし ば 若者の 3 ŋ 0 18 0 す ょ 玉 歳

H

0)

が

知

b,

実行して

1

るでし とをどれだ

よう

たが ŋ, 明 0) か ばしてほしい政党のために他 0 意見を同じくする人と組織をつくっ H ないよう考え出され 点では投票するときだけではなく、 一票では当選者を決 頃 lt 民主政治は一人の なけ 応援したい政党や政治家に献金し つから って当選してほしい 周 政治 囲 ればならないしくみです。 の 人と議 0 動きをみて、 論 独断 められませ ました。 人や議席を で物事を決 可 自分一人 能ならば 意見を表 者に働 ん。 そ E 伸 L め

> 18歳になったら投票へ! 一部 参議院議員通常選挙の投票日は7月10日(B)

高等学校グラウンドに掲げられた投票を呼 びかける横断幕

選択

い<br />
肢<br />
も<br />
あ

ゎ

lt

つです あこ

なると

i

ż

た 12

9

さら

は

政

党

般党員に

が る

7

なる 常 印象が 自分たちの社会のことを主体的に考え 0) や直接利害の か。 るようになったらもっと過ごし 的 人々は政治家にお任せと考えて 記に肩 Ŏ 日本では政治に関 では あります。 1 ないでしょうか。 力を入 ある人々に限定さ もっと多くの人が れずに政治を論じ、 わる のが政 やすく 公治家 他 日 る

ど高 も高 行 1) 、ます。 うの Ō か ため か つ 主 幸 が たとい 我 権者教育に取り 0) 1 18歳 マ教員の課題だと思 教育を高校でどの うデー の投票率 ・タが出 組む ーは 19 7 ように 地 歳 1 域 より つ 7 ま ほ

> す。 置され、 す。 することも検討すべきでしょう。 でしょうか。 できます。 す これは選挙に 生 は政治教育の機会が えばドイツでは政治教育センター 機会が 治教育の提供場所を政党などが用 一徒が投票に行ったと言っています。 塾高 18 歳 0) 全政党が では19歳以上の人につい 生 今後、 0 0 徒 1 方が多い 12 情 て教師や親などと話 聞 学校だけでは ない 報を提供して くと8 状態でよ からだと推 割くら たと 1, が な 1 1 意 0) 7 測 0)

する 集まっていますが、 は、 0) 家にも票の 任を負い というの このように選挙権は単純に投票す か 情報を適切に有 10 政治家が適切な情報を提供する を問 代の若者や学校の対応に注 ます。 では 1 奪い か なく、 け 合 18歳選挙権の ることになるでし いを超えて政 今後は政党や政 有権者に対し 権者に伝えて ハスタ 治 て政 1 12 目 1 3 関 3

う。

米山光儀福澤研究センター前所長にお話を聞きました。 早くから立憲君主制、 議院内閣制などを紹介した福澤諭吉。

義塾での学生運動

昭 和 35

(1960) 年以降の安保闘争、ベトナム反戦運動などを

### 福澤諭吉と明治の政治

教職課程センター 教授 (福澤研究センター前所長) 米山光儀

だし福澤は、 2) 年には、『英国議事院談』を出版し、英国の議院内閣 制を通じて選挙と議会、政権運営などを紹介している。 度のことが出てくる。また明治維新直後の1869 に刊行された『西洋事情』初編には、外国の選挙や議会制 1862 (文久2) 年の欧州渡航を経て、66 (慶応2) 年 や徴兵の制度をよく理解できなかったと回想しているが、 ている。晩年の著作『福翁自伝』によると、当初は、 福澤諭吉は、 政治家にも役人にもならないと決めていた。  $\begin{array}{c} 1 \\ 8 \\ 6 \\ 0 \end{array}$ (万延元) 年に米国へ初渡航をし (明治 選挙

あり、 明治10年代、 を著して積極派に転じた。 いる状況のもと、『国会論 ながる考え方ともいえる。 て国会開設へという慎重論で を開きそこで議会制度に慣れ 会よりまず民会(地方議会) 現在の地方分権にもつ 国民の不満が充満して 福澤は当初、 玉 玉





国会開設の動きが起こった

ンパス並木道前 ド(昭和44年)

三田キャンパス南校舎前での全塾学生 (昭和 40 年)

6学部長連名の公告が掲載された。 の塾生諸君に告げる」と登校を促す 去され、翌日、新聞各紙に「日吉通学

日吉・三田はバリケードが作られ、授業が妨害され、学生による塾 は日吉キャンパス入口を封鎖していたバリケードは教職員により撤 会で1万名を超す塾生に佐藤朔塾長が所信を表明、 監局の占拠も行われた。昭和44年9月、日吉ラグビー場での全学集 金紛争 (昭和43年)、 が昭和40年代のその後の学生運動の端緒であった。3年後の米軍資 塾学生大会へと繋がっていった。2月末に紛争は決着したが、これ 三田キャンパスで数千人の大抗議集会が開かれ、全学授業放棄、 学生の政治参加を考えるにあたり、この時代の義塾を振り返りたい 経て、昭和40年代は多くの大学において学生運動が盛んとなった 昭和40年1月、学費値上げ・塾債の入学者の義務化決定を受けて 大学立法紛争 (昭和44年)と続き、その間 10月13日早朝に

一時キャンパスは落ち着いたもの 翌年に激しさを増し、 昭和47年10月、学費値上げ案発 卒業式は

σ 見送られ、入学式も中止となった。 表に始まった第二次学費改定紛争 なかで学年末試験が実施された。 の留年が避けられ、7月には猛暑の ていた旧1、2年生1万1590名 を受けた。他方、進級がストップし まで、三田でオリエンテーション等 新入生は6月のスト解除、日吉開講

福澤は考えていた。ぶことは国民の権利という以上に、「分」、つまり義務だと、ぶことは国民の権利という以上に、「分」、つまり義務だと、和論を展開した。選挙に関しては、選挙で優れた人物を選会開設後は、政府と政党の対立の激しさを批判し、官民調

者も、 いる。 尽くす」ための一つの行為だといえる。 からず」という一節がある。 下の別なく、その国を自分の身の上に引き受け、 いうその後の問いこそ重要で、そこで学問の必要を説い 人を造らず」の一節が有名だが、 『学問のすゝめ』は「天は人の上に人を造らず人の下に (中略)おのおのその国人たるの分を尽くさざるべ 第三編には、 国の独立に関して「国中の人々貴賤上 選挙での投票は、 ではなぜ不平等なの その「分を 智者も愚 か 7

福澤の生涯の課題は、一身の独立と一国の独立だった。 福澤の生涯の課題は、一身の独立と一国の独立だった。 をいえるだろう。 をいえるだろう。

があふれている。 は る。 治参加の問題にどう対処すべきか気になるところでもある。 教員になる者が、 やヘイトスピーチなど、学校の外にはさまざまな政治主張 治を談じ、または政談の新聞紙等を読みて世間に喋々する 政府と学問の分離を説く一方で、「学生にしてみだりに政 ところで18歳選挙権は、大きく教育と政治に関わってく 我輩も好まざるところ」と言っている。現在、 1883年 『学問之独立』のなかで、福澤は政治、 選挙権の問題にとどまらず、 教職課程を担当する立場としては、 高校生と政 原発反対

### NEWS

## 日吉・協生館に期日前投票所が設置される

学生を含めた有権者の投票率向上につなげることを目的としたもの票所が7月4、5日に設置されました。18歳選挙権スタートに伴い先の参議院議員選挙では、日吉キャンパスにも初めての期日前投



# インターネットを利用した選挙運動での注意

下の点は禁止されていますので、塾生の皆さんも注意してください。どを利用した選挙運動が行われるようになりましたが、引き続き以れ、WebサイトやSNS(ソーシャルネットワークサービス)なインターネットを利用した選挙運動が2013年4月から解禁さ

## ■インターネットを利用した選挙運動における禁止行為の例

- 有権者による、電子メールを使った選挙運動
- 選挙運動用のWebサイトや電子メールを印刷して配布する

総務省ホームページ「インターネット選挙運動の解禁に関する情報詳しくは、以下のサイトをご確認ください。

※または、「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」で検索 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo10.html